

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会の設置等について

## 1. ごみ処理広域化の検討についての経過等

ごみ処理広域化につきましては、本市、伊賀市、笠置町及び南山城村の4市町村で検討していくことを令和5年8月17日の全員協議会において報告させていただきました。

その後、同年9月1日に、ごみ処理広域化に係る連絡及び調整や法定協議会設置の検討・調整を目的とした4市町村長等で構成する任意の検討協議会を設置し、同年10月16日と12月20日に会議を開催しました。

その結果、ごみ処理広域化に関する事務を共同して管理し、及び執行するため、地方自治法第252条の2の2第1項の規定に基づく法定協議会として、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会を設置しようとするものです。

また、4市町村におけるごみ処理の広域化の検討に関する基本的な構想を策定するに当たり、同法第252条の7第1項の規定により、同法第138条の4第3項に規定する附属機関として、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会を共同設置しようとするものです。

## 2. 法定協議会の設置

### (1) 設置目的

現在設置している任意の協議会では、4市町村でのごみの資源化・減量化における課題整理、調整や迅速に事務を進めるための体制構築について協議を行っていましたが、今後、ごみ処理広域化に関する事務を共同して管理し、及び執行するため、地方自治法の規定に基づく法定協議会を設置します。

### (2) 設置に係る手続等

地方自治法の規定に基づき、協議により規約を定め、協議会を設置することについて、議会の議決が必要となります。

### (3) 規約に定める主な内容

- ア. 目的
- イ. 担任する事務
- ウ. 組織
- エ. 担任する事務に従事する職員
- オ. 経費の支弁の方法
- カ. 財産の取得、管理及び処分の方法

#### (4) 設置時期

令和6年4月1日に設置します。

### 3. 伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会の共同設置

#### (1) 共同設置の目的

ごみ処理の広域化の基本構想を策定するため、4市町村の附属機関として、地方自治法の規定に基づき伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会を共同設置します。

#### (2) 共同設置に係る手続等

地方自治法の規定に基づき、委員会設置条例及び協議による規約を定め、委員会を共同設置することについて、議会の議決が必要となります。

#### (3) 委員会設置条例に定める主な内容

- ア. 設置
- イ. 所掌事務

#### (4) 規約に定める主な内容

- ア. 共同設置
- イ. 所掌事務
- ウ. 組織
- エ. 所掌事務を補助する職員
- オ. 経費に関する負担金
- カ. 予算

#### (5) 共同設置時期

令和6年4月1日に共同設置します。

### 4. 関連して提出する議案

- (1) 伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会の設置
- (2) 伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会設置条例の制定
- (3) 伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会の共同設置

### 5. 条例の施行期日

4(2)の「伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会設置条例」は、令和6年4月1日から施行します。